

(件名)セネガル:セネガルへの入国条件の変更について

(ポイント)

セネガル政府は、これまでセネガルへの渡航については、全ての渡航者に対し入国から 5 日以内の日付で発行された新型コロナワクチン陰性証明書の取得・提示を求めていましたが、10月11日からは、新型コロナワクチン接種証明書を取得している者については陰性証明書の事前取得が不要となることを発表しました。

(本文)

セネガル政府は、これまでセネガルへの渡航については、全ての渡航者に対し入国から 5 日以内の日付で発行された新型コロナウイルス陰性証明書の取得・提示を求めていましたが、10月11日から、新型コロナウイルスワクチン接種証明書を取得している者については陰性証明書の事前取得が不要となることを発表しました。

有効とみなされる接種証明書は、WHO が認証しているワクチンを必要な回数接種してから14日以上経過しているものになります。

日本で発行された海外渡航者用新型コロナワクチン接種証明書は、2回目を接種してから14日以上経過していれば有効な証明書とみなされます。

また引き続きセネガルへの入国から 5 日以内の日付で発行された新型コロナウイルス陰性証明書を所持していれば、ワクチン接種証明書を所持していなくても入国は可能です。この場合、陰性証明書上の検査種別は RT-PCR 検査が指定されています。

なお現在、セネガルへ渡航する方について、入国制限措置は設けられていません。

セネガルへの入国後に特段の隔離、行動制限も求められていません。

公共の場所等でのマスクの着用は引き続き義務付けられています。

一方でセネガルは、感染症危険情報でレベル3となっており、引き続き日本政府から渡航中止が勧告されています。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)